

一般社団法人 投資信託協会
会 長 松谷 博司 殿

(商 号) 日立投資顧問株式会社
(代表者) 取締役社長 柿沼 敬二

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本の額 (2023年2月10日現在)

- ① 資本金
1億円
- ② 発行可能株式総数
24,000株
- ③ 発行済株式総数
6,000株
- ④ 最近5年間における資本金の増減
2019年1月31日に2億円の減資

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

取締役は、5名以内とします。

取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了し、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とします。

代表取締役は、取締役会の決議をもって定めます。また、取締役会の決議をもって取締役社長1名を定めます。

② 投資運用の意思決定機構

当ファンドの運用指図は、当ファンドの運用の基本方針に基づき、委託者が行います。

当社の運用方針策定のための最高意思決定機関は運用委員会であり、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下「CIO」といいます。）を議長とし、取締役社長、各グループ長、コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサー等を構成メンバーとして、原則として月1回開催します。運用委員会においては、政治、経済、金融情勢等の投資環境及び市場分析を行い、全社的運用方針など運用等に関する基本的な重要事項を協議、策定し、併せて個別ファンドの運用についての具体的諸方策を協議し、決定します。

運用グループにおいては、個別ファンド等の運用に直接的に関連する諸情報の分析、検討を行うため、ファンドマネージャー会議を原則週1回開催します。

ファンドマネージャーは、当ファンドの運用の基本方針、運用委員会およびファンドマネージャー会議の方針に基づき、ファンド毎に運用計画を立案し、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

運用状況の評価のため、リスク管理オフィサーを議長とし、取締役社長、コンプライアンスオフィサー、CIOおよび各グループ長等を構成メンバーとし、運用評価委員会を原則として月1回開催します。運用評価委員会では、当ファンドの運用成績、資産配分、リスクおよびポートフォリオの内容など運用状況についての分析、評価および検討を行います。

2. 事業の内容及び営業の概況

委託者は、株式会社日立製作所により1999年8月5日に設立された会社です。

委託者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

2022年12月末日現在、委託者が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、20本であり、その純資産総額の合計は749,519百万円です。（なお、親投資信託18本は、ファンド数及び純資産総額の合計からは除いております。）

基本的性格	募集形態	ファンド数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	公募	7	170,032
	私募	13	579,487
合計		20	749,519

3. 委託会社等の経理状況

- (1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、「財務諸表等規則」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第22期 (2021年3月31日現在)	第23期 (2022年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,146	1,029
未収委託者報酬	273,505	305,266
未収運用受託報酬	40	40
関係会社預け金	※1 1,396,330	※1 1,410,735
前払費用	31,783	32,649
その他	39	257
流動資産合計	1,702,845	1,749,979
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	745	570
無形固定資産合計	745	570
投資その他の資産		
敷金	22,882	16,545
繰延税金資産	53,996	52,415
投資その他の資産合計	76,879	68,960
固定資産合計	77,625	69,530
資産合計	1,780,470	1,819,509

(単位：千円)

	第22期 (2021年3月31日現在)		第23期 (2022年3月31日現在)	
負債の部				
流動負債				
未払金	※1※3	89,972	※1※3	62,192
未払費用	※1	415,159	※1	424,210
未払法人税等	※2	3,593	※2	2,518
預り金		6,203		4,464
賞与引当金		30,555		28,857
流動負債合計		545,484		522,244
固定負債				
退職給付引当金		117,263		124,570
固定負債合計		117,263		124,570
負債合計		662,748		646,814
純資産の部				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
資本剰余金				
その他資本剰余金		200,000		200,000
利益剰余金				
利益準備金		75,000		75,000
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		742,722		797,695
利益剰余金合計		817,722		872,695
株主資本合計		1,117,722		1,172,695
純資産合計		1,117,722		1,172,695
負債純資産合計		1,780,470		1,819,509

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,060,420	1,064,526
運用受託報酬	455,814	445,247
営業収益計	1,516,234	1,509,773
営業費用		
支払手数料	722,167	717,337
委託計算費	47,261	52,644
調査費	236,282	245,818
営業雑経費		
通信費	3,055	2,034
印刷費	3,011	2,194
諸会費	3,831	3,409
営業雑経費計	9,898	7,639
営業費用計	1,015,609	1,023,440
一般管理費		
給料		
役員報酬	20,409	20,300
給料・手当	225,089	218,081
賞与	1,870	2,575
給料計	247,368	240,957
交際費	48	275
旅費交通費	176	57
租税公課	51	71
不動産賃借料	34,278	34,278
賞与引当金繰入額	64,853	57,714
退職給付費用	8,189	7,306
その他の人件費	41,913	41,745
その他の不動産関係費	5,404	11,531
減価償却費	411	175
諸雑費	7,290	7,103
一般管理費計	※1 409,986	※1 401,216
営業利益	90,638	85,116
営業外収益		
受取利息	684	835
為替差益	8	6
その他	42	44
営業外収益計	※1 735	※1 886
営業外費用		
為替差損	—	—
O A機器解約違約金	416	—
その他	—	—
営業外費用合計	416	—
経常利益	90,957	86,002
特別損失		
事務過誤損失補填	—	3,272
税引前当期純利益	90,957	82,730
法人税等	※2 34,961	※2 26,176
法人税等調整額	△6,489	1,581
法人税等合計	28,472	27,757
当期純利益	62,485	54,972

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利益 準備金	利 益 剰 余 金			
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	680,237	755,237	1,055,237	1,055,237
当 期 変 動 額								
当期純利益					62,485	62,485	62,485	62,485
当期変動額合計	—	—	—	—	62,485	62,485	62,485	62,485
当 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	742,722	817,722	1,117,722	1,117,722

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利益 準備金	利 益 剰 余 金			
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	742,722	817,722	1,117,722	1,117,722
当 期 変 動 額								
当期純利益					54,972	54,972	54,972	54,972
当期変動額合計	—	—	—	—	54,972	54,972	54,972	54,972
当 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	797,695	872,695	1,172,695	1,172,695

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 無形固定資産 減価償却の方法は、自社利用ソフトウェアについて見込利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。
3. 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資助言業務収益 投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間を通して収益として認識しております。 (2) 投資一任業務収益 投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。 (3) 投信委託者報酬 投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行い、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	連結納税制度の適用 株式会社日立製作所を連結納税親会社とする法人税に係る連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

表示方法の変更

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

注記事項

(貸借対照表関係)

第22期 (2021年3月31日現在)	第23期 (2022年3月31日現在)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 1,396,330千円 未払金 24,240千円 未払費用 586千円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 1,410,735千円 未払金 19,965千円 未払費用 3,094千円
※2. 未払法人税等の内訳 未払住民税 1,443千円 未払事業税 1,205千円 未払事業所税 944千円	※2. 未払法人税等の内訳 未払住民税 810千円 未払事業税 801千円 未払事業所税 907千円
※3. 消費税等の取扱い 未払消費税は、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。	※3. 消費税等の取扱い 同左

(損益計算書関係)

第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
※1. 関係会社との取引高 一般管理費 10,363千円 営業外収益 684千円	※1. 関係会社との取引高 一般管理費 13,950千円 営業外収益 835千円
※2. 法人税等には、住民税及び事業税を含んでおります。	※2. 同左

(株主資本等変動計算書関係)

第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
1. 発行済株式に関する事項 (1) 株式の種類 普通株式 (2) 当事業年度期首株式数 6,000株 (3) 当事業年度増加株式数 — (4) 当事業年度減少株式数 — (5) 当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当 — (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 —	1. 発行済株式に関する事項 (1) 株式の種類 普通株式 (2) 当事業年度期首株式数 6,000株 (3) 当事業年度増加株式数 — (4) 当事業年度減少株式数 — (5) 当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当 — (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 —

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
1年内	2,443千円	1,425千円
1年超	1,425千円	一千円
合計	3,868千円	1,425千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達を行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、関係会社預け金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、関係会社預け金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 退職一時金制度については設立時に設定しております。 退職給付債務および退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 117,263千円 (退職給付引当金)	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 124,570千円 (退職給付引当金)
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高 123,532 千円 退職給付費用 8,189 退職給付の支払額 14,458 退職給付債務の期末残高 117,263	(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高 117,263 千円 退職給付費用 7,306 退職給付の支払額 — 退職給付債務の期末残高 124,570
(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務 117,263 千円 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 117,263 退職給付引当金 117,263 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 117,263	(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務 124,570 千円 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 124,570 退職給付引当金 124,570 貸借対照表に計上された 負債と資産の純額 124,570
(3) 退職給付費用 退職給付費用 8,189 千円	(3) 退職給付費用 退職給付費用 7,306 千円

(税効果会計関係)

第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)																																																				
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">10,569 千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">40,561</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">716</td></tr> <tr><td>未払社会保険料</td><td style="text-align: right;">1,806</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,956</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">63,611</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△9,614</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>評価性引当額小計</td><td style="text-align: right;">△9,614</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">53,996</td></tr> </table>	賞与引当金	10,569 千円	退職給付引当金	40,561	減価償却費	716	未払社会保険料	1,806	その他	9,956	<hr/>		繰延税金資産小計	63,611	税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	—	将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	△9,614	<hr/>		評価性引当額小計	△9,614	<hr/>		繰延税金資産合計	53,996	<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">11,658 千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">43,088</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">3,258</td></tr> <tr><td>未払社会保険料</td><td style="text-align: right;">2,502</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">590</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">61,099</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△8,684</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>評価性引当額小計</td><td style="text-align: right;">△8,684</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">52,415</td></tr> </table>	賞与引当金	11,658 千円	退職給付引当金	43,088	減価償却費	3,258	未払社会保険料	2,502	その他	590	<hr/>		繰延税金資産小計	61,099	税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	—	将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	△8,684	<hr/>		評価性引当額小計	△8,684	<hr/>		繰延税金資産合計	52,415
賞与引当金	10,569 千円																																																				
退職給付引当金	40,561																																																				
減価償却費	716																																																				
未払社会保険料	1,806																																																				
その他	9,956																																																				
<hr/>																																																					
繰延税金資産小計	63,611																																																				
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	—																																																				
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	△9,614																																																				
<hr/>																																																					
評価性引当額小計	△9,614																																																				
<hr/>																																																					
繰延税金資産合計	53,996																																																				
賞与引当金	11,658 千円																																																				
退職給付引当金	43,088																																																				
減価償却費	3,258																																																				
未払社会保険料	2,502																																																				
その他	590																																																				
<hr/>																																																					
繰延税金資産小計	61,099																																																				
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	—																																																				
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	△8,684																																																				
<hr/>																																																					
評価性引当額小計	△8,684																																																				
<hr/>																																																					
繰延税金資産合計	52,415																																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の 負担率との差異要因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">(%)</td></tr> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">34.6</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.0</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△3.3</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">31.3</td></tr> </table>		(%)	法定実効税率	34.6	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	その他	△3.3	<hr/>		税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の 負担率との差異要因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">(%)</td></tr> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">34.6</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">2.6</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△3.6</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">33.6</td></tr> </table>		(%)	法定実効税率	34.6	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6	その他	△3.6	<hr/>		税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6																								
	(%)																																																				
法定実効税率	34.6																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0																																																				
その他	△3.3																																																				
<hr/>																																																					
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3																																																				
	(%)																																																				
法定実効税率	34.6																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6																																																				
その他	△3.6																																																				
<hr/>																																																					
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6																																																				

(ストックオプション等関係)

第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(持分法損益等関係)

第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)																
<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は本店移転の実績を鑑み合理的に見積っており、使用見込期間は30年と見積もって計算しております。</p> <p>3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">①期首残高</td> <td style="text-align: right;">2,713 千円</td> </tr> <tr> <td>②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> <tr> <td>③当年度の負担に属する償却額</td> <td style="text-align: right;">370 千円</td> </tr> <tr> <td>④期末残高</td> <td style="text-align: right;">3,083 千円</td> </tr> </table>	①期首残高	2,713 千円	②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円	③当年度の負担に属する償却額	370 千円	④期末残高	3,083 千円	<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は過去の本店移転の実績を鑑み、使用見込期間は30年と見積もって計算してはいましたが、2022年5月本店移転予定に伴い、当事業年度に原状回復に係る債務の見積もり変更を行いました。また、敷金について償却に係る合理的な期間の短縮を行っており、これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引き前当期純利益はそれぞれ5,967千円減少しております。</p> <p>3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">①期首残高</td> <td style="text-align: right;">3,083 千円</td> </tr> <tr> <td>②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> <tr> <td>③当年度の負担に属する償却額</td> <td style="text-align: right;">6,337 千円</td> </tr> <tr> <td>④期末残高</td> <td style="text-align: right;">9,420 千円</td> </tr> </table>	①期首残高	3,083 千円	②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円	③当年度の負担に属する償却額	6,337 千円	④期末残高	9,420 千円
①期首残高	2,713 千円																
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円																
③当年度の負担に属する償却額	370 千円																
④期末残高	3,083 千円																
①期首残高	3,083 千円																
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円																
③当年度の負担に属する償却額	6,337 千円																
④期末残高	9,420 千円																

(収益認識に関する注記)

第22期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)										
	1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。										
	セグメント 投資運用業										
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">主要な財又はサービスのライン</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>投資助言業務収益</td> <td style="text-align: right;">100,000千円</td> </tr> <tr> <td>投資一任業務収益</td> <td style="text-align: right;">345,247千円</td> </tr> <tr> <td>投信委託者報酬</td> <td style="text-align: right;">1,064,526千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,509,773千円</td> </tr> </table>	主要な財又はサービスのライン		投資助言業務収益	100,000千円	投資一任業務収益	345,247千円	投信委託者報酬	1,064,526千円	合計	1,509,773千円
主要な財又はサービスのライン											
投資助言業務収益	100,000千円										
投資一任業務収益	345,247千円										
投信委託者報酬	1,064,526千円										
合計	1,509,773千円										
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">収益認識の時期</td> </tr> <tr> <td>一時点で移転される財</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>一定の期間にわたり移転されるサービス</td> <td style="text-align: right;">1,509,773千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,509,773千円</td> </tr> </table>	収益認識の時期		一時点で移転される財	—	一定の期間にわたり移転されるサービス	1,509,773千円	合計	1,509,773千円		
収益認識の時期											
一時点で移転される財	—										
一定の期間にわたり移転されるサービス	1,509,773千円										
合計	1,509,773千円										
	2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報										
	<p>(1) 投資助言業務収益</p> <p>投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が助言業務を行うことにより便益を享受することができ、助言業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。投資助言業務に関する取引の対価は、1年間の契約に基づき、四半期ごとに概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。</p>										
	<p>(2) 投資一任業務収益</p> <p>投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。日立企業年金基金との契約においては報酬額が投資一任契約に基づき日々の信託財産の残高に対する一定割合として計算される一方で、年間報酬額上限が定められております。履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投資一任業務を行うことにより便益を享受することができ、投資運用業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。投資一任業務に関する取引の対価は、1年間の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。</p>										

(3) 投信委託者報酬

投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投信委託業務を行うことにより便益を享受することができ、投信委託業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投信委託業務に関する取引の対価は、6か月の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高 (千円)
日立企業年金基金	300,000
日立国内株式特化型ファンド (大口) (注)	304,030
日立国内株式厳選投資ファンド (大口) (注)	231,706

(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

当事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高 (千円)
日立企業年金基金	300,000
日立国内株式特化型ファンド (大口) (注)	233,589
日立国内株式厳選投資ファンド (大口) (注)	223,337

(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
親会社	㈱日立製作所	東京都千代田区	460,790 百万円	電機機器製造業	100.0%	受入1名 兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ等	連結納税の未払金の支払い	37,245	未払金	23,533
								預け金の利息	684	未収入金	—
								親会社に対する預け金の増加	1,632,735	関係会社預け金	1,396,330
								親会社に対する預け金の減少	1,588,976		

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方法等

関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。

3. 役員の受入1名は当社代表取締役1名、役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	㈱日立リアルエステートパートナーズ	東京都千代田区	2,000 百万円	不動産業	—	—	建物の賃借	敷金の支払	—	敷金	22,882

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方法等

近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	㈱日立ドキュメントソリューションズ	東京都江東区	450 百万円	オフィスワーク支援	—	—	OA複合機レンタル	OA機器レンタル費用の支払	416	営業外費用(OA機器解約違約金)	—

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件および取引条件の決定方法等

近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社日立製作所 (東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
親会社	㈱日立製作所	東京都千代田区	461,731百万円	電機機器製造業	100.0%	兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ等	連結納税の未払金の支払い	23,533	未払金	18,829
								預け金の利息	835	未収入金	-
								親会社に対する預け金の増加	1,571,813	関係会社預け金	1,410,735
								親会社に対する預け金の減少	1,557,408		

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方法等

関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。

3. 役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社日立製作所（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第22期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額 186,287円10銭 1株当たり当期純利益 10,414円19銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 195,449円27銭 1株当たり当期純利益 9,162円16銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 62,485千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 62,485千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 54,972千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 54,972千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株

(重要な後発事象)

第22期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第23期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(追加情報)

当社では、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積もりは、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において業績への影響を与えるものではないと判断しております。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(2022年9月30日現在)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		688
未収委託者報酬		317,173
未収運用受託報酬		110,041
関係会社預け金		1,378,358
前払費用		24,798
その他		12,490
流動資産合計		<u>1,843,550</u>
固定資産		
有形固定資産	※1	32,898
無形固定資産		
ソフトウェア		482
無形固定資産合計		<u>482</u>
投資その他の資産		
繰延税金資産		52,415
投資その他の資産合計		<u>52,415</u>
固定資産合計		<u>85,796</u>
資産合計		<u>1,929,347</u>

(単位：千円)

当中間会計期間
(2022年9月30日現在)

負債の部		
流動負債		
未払金	※2	46,769
未払費用		468,218
未払法人税等		25,434
預り金		3,719
賞与引当金		29,132
流動負債合計		<u>573,274</u>
固定負債		
退職給付引当金		128,249
資産除去債務		15,392
固定負債合計		<u>143,642</u>
負債合計		<u>716,916</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		75,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		837,430
利益剰余金合計		<u>912,430</u>
株主資本合計		<u>1,212,430</u>
純資産合計		<u>1,212,430</u>
負債純資産合計		<u>1,929,347</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	617,434
運用受託報酬	220,122
営業収益計	837,556
営業費用	
支払手数料	401,235
委託計算費	34,844
調査費	132,373
営業雑経費	
通信費	865
印刷費	1,093
諸会費	2,230
営業雑経費計	4,189
営業費用計	572,643
一般管理費	
給料	
役員報酬	10,010
給料・手当	108,744
賞与	975
給料計	119,730
交際費	381
旅費交通費	74
租税公課	129
不動産賃借料	26,362
賞与引当金繰入額	29,132
退職給付費用	3,679
その他の人件費	21,336
その他の不動産関係費	3,813
減価償却費	※1 1,039
諸雑費	4,210
一般管理費計	209,890
営業利益	55,022
営業外収益	
受取利息	463
その他	21
営業外収益計	484
営業外費用	
為替差損	325
営業外費用計	325
経常利益	55,181
特別利益	
移転補償金	※2 13,281
税引前中間純利益	68,463
法人税等	※3 28,728
中間純利益	39,734

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		利益 剰余金 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	797,695	872,695	1,172,695	1,172,695
当 中 間 期 変 動 額								
中 間 純 利 益					39,734	39,734	39,734	39,734
当中間期変動額合計	—	—	—	—	39,734	39,734	39,734	39,734
当 中 間 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	837,430	912,430	1,212,430	1,212,430

重要な会計方針

<p>1. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 建物 15年、8年 工具器具備品 15年、10年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェア 5年</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p>	<p>(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込み額のうち、当中間会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資助言業務収益 投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間を通して収益として認識しております。</p> <p>(2) 投資一任業務収益 投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>(3) 投信委託者報酬 投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行い、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該契約については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、運用期間にわたり収益を認識しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)	
※1 有形固定資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。	
有形固定資産	
建物	854 千円
工具器具備品	97 千円
減価償却累計額	951 千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)	
※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。	
有形固定資産	951 千円
無形固定資産	87 千円
※2 特別利益は、当社における本社事務所移転に伴う補償金であります。	
※3 税効果会計の適用に当たり「簡便法」を採用しておりますので、法人税等調整額を含めた金額で、一括掲記しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当中間会計期間末 株式数
普通株式	6,000 株	—	—	6,000 株
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、関係会社預け金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)
該当事項はありません。

(持分法損益等関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)	
1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の金額は不動産賃貸借業者からの原状回復見積を鑑み、使用見込期間を 15 年と見積もって計算しております。	
3. 当中間会計期間中における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	9,420 千円
当中間会計期間の負担に属する償却額	1,989 千円
時の経過による調整額	38 千円
資産除去債務の履行による減少額	▲11,410 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15,354 千円
当中間会計期間末残高	15,392 千円

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

当中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)	
セグメント	投資運用業
主要な財又はサービスのライン	
投資助言業務収益	50,000 千円
投資一任業務収益	170,122 千円
投信委託者報酬	617,434 千円
合計	837,556 千円
収益認識の時期	
一時点で移転される財	-
一定の期間にわたり移転されるサービス	837,556 千円
合計	837,556 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 投資助言業務収益

投資助言業務は、投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、顧客のために助言を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が助言業務を行うことにより便益を享受することができ、助言業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投資助言業務に関する取引の対価は、1年間の契約に基づき、四半期ごとに概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(2) 投資一任業務収益

投資一任業務は、投資一任契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて顧客の財産を投資運用する業務です。

日立企業年金基金との契約においては報酬額が投資一任契約に基づき日々の信託財産の残高に対する一定割合として計算される一方で、年間報酬額上限が定められていることから、当中間期末においては変動対価が含まれております。変動対価は、市場の状況や過去の実績をもとに年間報酬額を見積り、上限に達すると見込まれる場合には、取引価格を期間按分することにより算定しております。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投資一任業務を行うことにより便益を享受することができ、投資運用業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投資一任業務に関する取引の対価は、1年間の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(3) 投信委託者報酬

投信委託者報酬は、投資信託の運営・管理を行う業務です。

履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しておりますが、これは顧客は当社が投信委託業務を行うことにより便益を享受することができ、投信委託業務は契約期間にわたって継続して行うことから、契約期間の経過に伴い義務を履行していると判断しているためです。

投信委託業務に関する取引の対価は、6か月の運用期間満了後、概ね1か月以内に受領しており、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高
日立企業年金基金	150,000
日立国内株式特化型ファンド（大口）（注）	123,681
日立国内株式厳選投資ファンド（大口）（注）	121,703

(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。

そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)	
1株当たり純資産額	202,071.75 円
1株当たり中間純利益	6,622.48 円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	39,734 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	一千円
普通株式に係る中間純利益	39,734 千円
普通株式の期中平均株式数	6,000 株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)	
該当事項はありません。	

(追加情報)

グループ通算制度の適用

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

公開日 2023年2月17日
作成基準日 2022年11月25日

本店所在地 東京都台東区東上野二丁目16番1号
お問い合わせ先 企画総務グループ

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

日立投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大関 康広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月25日

日立投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大関 康広
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。